

令和7年度 健康診査実施要領

1 目的

この実施要領は、生活習慣病に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための健康診査（以下「健診」という。）及び保健指導の実施に関し必要な事項を定め、糖尿病等の有病者及び予備群を減少させることを目的とする。

2 受診対象者

(1) 当該年度中において、40歳以上（昭和61年3月31日生まれまでの方）で、志木市で援護を受けている生活保護受給者のうち社会保険未加入者、中国残留邦人等支援助給者。

※受診対象者の居住地は問わないが、受給証の発行者は市に限る。

ただし、次に掲げる者は、対象外とする。

①妊産婦

②刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
(刑務所等入所中の者)

③病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
(長期入院者)

④高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者（特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設等の施設入所者）

(2) 健診は年度内1回とする。

3 健診項目

健診項目は以下の①～⑭とする。

①既往歴の調査（服薬歴及び喫煙の状況に係る調査を含む。）

②自覚症状及び他覚症状の有無の検査

③身長、体重及び腹囲の検査

④BMIの測定

⑤血圧の測定

- ⑥肝機能検査 (AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP))
- ⑦血中脂質検査
(空腹時中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)
- ⑧血糖検査 (空腹時血糖、ヘモグロビンA1c)
- ⑨尿検査 (尿糖、尿蛋白)
- ⑩腎機能検査 (尿酸、クレアチニン)
- ⑪貧血検査 (赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値)
- ⑫心電図検査
- ⑬眼底検査 (医師の判断で実施を選択)
- ⑭アルブミン検査 (75歳以上のみ)

なお、健診の内容は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省第157号）及び高齢者の医療の確保に関する法律第125条に準じるものとする。

※メタボリックシンドロームの判定・特定保健指導の判定については、別紙1・2に基づき判定する。

4 健康診査票

健康診査票は以下の2種類とし、受診者の年度末時点（令和8年3月31日）の年齢に応じて使用する。

- ①健康診査票（40歳以上74歳以下）
- ②健康診査票（75歳以上）

| | |
|----------------|---------------------------|
| 40歳以上 74歳以下 | 昭和26年4月1日～昭和61年3月31日生まれの方 |
| 75歳以上 | 昭和26年3月31日以前に生まれた方 |

5 実施方法

健診は、集団健(検)診業務委託契約に基づき実施する。

なお、実施に当たっては、以下の各項目に注意すること。

- (1) 実施医療機関は、健診を実施する前に、受診者が対象者であることを生活保護受給者証又は生活保護受給証明書若しくは本人確認証（以下、「証明書類」という。）により確認する。
- (2) 実施医療機関は、受診者に対し、健診は各市が実施しているものであり、検査結果は市へ送付することを説明し、本人が同意した上で

実施すること。

(3) 実施医療機関は、健診終了後、検査結果を受診者に説明すること。

6 受診者への診査結果の通知及び保健指導

(1) 実施医療機関は、受診者に健康診査票（受診者保管用）を診査結果の説明時に渡すこと。

(2) 実施医療機関は、要指導、要精密検査及び要医療の方に、診査結果の説明及び指導を行い、必要に応じ、精密検査及び医療の受診勧奨をすること。

(3) 実施医療機関は、保健指導の必要な受診者に、市で健康教育・個別に指導等を行うので、その旨を説明すること。

7 請求方法

実施医療機関は、健診終了後、結果説明会実施日から2週間以内に請求書を市に提出すること。

8 委託料の支払い

(1) 年度中の重複受診については、請求の対象外となるため、公費負担分を返金するものとする。

(2) 市は、実施医療機関から委託料の請求があった場合、審査の上、指定の銀行口座に委託料を振り込むものとする。

9 健康診査票等の保存

市は、健診終了後、受診者の健康診査票（①市役所保管用）を5年間保存するものとする。

なお、実施医療機関においても、受診者の健康診査票（②医療機関保管用）を5年間保存するものとする。

10 その他

上記に掲げる規定以外については、市と協議するものとする。